

計画主体名	宮城県涌谷町、美里町		
計画期間 実施期間	平成27年度～平成29年度 平成27年度～平成28年度	総事業費（交付金）	47,437千円（23,717千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	地形図作成及び農用地等集団化の事業実施により、今後予定している農地整備事業を円滑に行い、事業の実施により農業の生産性を向上させることで、農業の振興及び定住の促進を図るものであり、法律及び国の基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	涌谷町及び美里町の農業振興地域整備計画では、優良農地の保全や基盤整備の促進を図ることを掲げており、本計画は連携、配慮、調和等が図られたものである。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	出来川左岸上流地区は、農地整備事業の実施が強く望まれている地区であり、事業実施については受益者からの合意を得ている。 地域での説明会や意向調査により、意見等を受けている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	
事業の推進体制は確立されているか	○	町、土地改良区、受益者及び圃場整備事業推進委員会が連携して取り組んでおり、推進体制は確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業の振興や定住化の促進に向けた、農地整備事業を円滑に行うための地形図作成及び農用地等集団化を行うものであり、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年、実施期間は平成27年度から平成28年度までの2年であり、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱」の規定に基づき、適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額 23,717千円 ≤ 交付限度額 23,718千円（事業費 47,437千円 × 交付額算定交付率 1/2）であり、範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業及び地区である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	—	該当なし
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	該当なし
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 106 号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	地形図作成及び農用地等集団化については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により費用対効果を分析している。
上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○	地形図作成及び農用地等集団化については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第 2 の 3 の規定により、投資効率を 1.0 とみなして算定することができる事業である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は基盤整備（地形図作成、農用地等集団化）、事業実施主体は市町村（涌谷町、美里町）であり、実施要綱等に定める要件等を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	多数の受益者におよぶ農地整備事業を円滑に進めるため、町が実施するものであり、個人に対する交付ではない。また、同理由により、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		

地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	地形図作成は設計業務等標準積算基準書（国土交通省）公表歩掛に基づき積算、農用地等集団化は宮城県単価を参考に積算している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存の空撮写真の利用など、整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	農業振興地域内における農業振興のための基盤整備であり、適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	該当なし

	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内かつ延べ床面積 1,500 ㎡以内であるか	— 該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	— 該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	— 該当なし
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	— 該当なし
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	— 該当なし
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	涌谷町と美里町は費用負担に関する協定を締結しており、各々平成 27 年度から一般会計に予算を計上する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	地形図作成については、過去の地図調製の成果の活用を含む業務であり、その性質が一般競争入札に適しないため、指名競争入札に付する予定である。農用地等集団化については、換地計画を策定するための基準を作成するものであり、今後予定している農地整備事業も含めて、事業実施にあたっては土地改良事業はもとより、地域の実情にも精通している必要があるため、一般競争入札には付さず、事業推進において重要な役割を担う関係土地改良区との随意契約とする予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○ 整備後の維持管理は、土地改良事業計画で定める。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	— 該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	重複申請はない。